

単価契約書(案)

指定ごみ袋製造品目及び単価

ごみ袋等の種類	表示色	単価(1枚当り)円
資源ごみに できないもの用	燃えるごみ用(大)	赤
	燃えるごみ用(小)	赤
	燃えないごみ用(大)	黒
	燃えないごみ用(小)	黒
資源ごみ用	資源ごみ用(大)	青
	資源ごみ用(小)	青

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

納入場所 甲が必要な都度指定する。

納入方法 甲が必要な都度指定する。

契約保証金 免除する。

上記物品購入について、発注者「双葉地方広域市町村圏組合 管理者 吉田淳」を甲とし、受注者「」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、直ちに納品書により、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡を受けるものとする。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は乙の欠席のまま検査することができる。

(不合格品の引取又は取替等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替をし、又は、補充しなければならない。当該取替又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡を受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他的一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他、契約の内容に適合しない場合、補填の責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、物品の補修もしく

は代金の減額のいずれか、又は、代品の納入もしくは物品の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときは、その期日まで）に物品納入の完了見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に、納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に財務省の「政府契約の支払遅延に関する遅延利息を定める告示」により定められた率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延長等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときは、その期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は、甲に対し、速やかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更もしくは解除の申し出をすることができる。この場合において甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条の定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は毎月5日までに前月中に納入した分をとりまとめたうえ、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

- 2 乙が請求する消費税額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する合計金額に法定税率を乗じた金額（円未満は切捨）とする。

(甲の解除権及び違約金)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内物品の持ち込みを終わらないとき。
 - 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
 - 三 乙が解除を申し出たとき。
 - 四 乙又はその代理人もしくは使用人等に不正な行為があったとき。
 - 五 乙が第12条の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じて、契約金額または契約解除部分相当額に財務省の「政府契約の支払遅延に関する遅延利息を定める告示」により定められた率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数は切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納入しなければならない。
 - 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、この契約の一部又は

全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- 一 乙が福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者であると認められるとき。
- 二 乙の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は福島県暴力団排除条例施行規則第4条第1号、第3号若しくは第4号に該当する者であると認められるとき。
- 4 甲が、前3項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額または契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(契約の変更等)

- 第11条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、もしくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(遅延利息等の相殺)

- 第13条 この契約に基づく遅延利息又は違約金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお、不足を生じるときはさらに追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息及び違約金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務もしくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。
 - 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、もしくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

- 第14条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- 一 秘密である旨が明示された文書、図画そのほかの有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報。
- 二 秘密である旨を告知した上で、口頭で開示される情報であって、口答による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- 一 開示の時点で、既に公知のもの又は開示情報を受領した当事者の責により公知となったもの。
- 二 甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
- 三 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- 四 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第15条 乙は、本件業務の実施に関連して知った甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いてはほかに開示、公表、及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、甲が指定した情報を指すものとする。ただし、次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

- 一 契約第6条第2項に基づき開示する場合
 - 二 法令に基づき開示が要求された場合
- 2 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、個人情報の取扱及び管理について、別記「個人情報取扱特記事項」を守るとともに、個人情報保護に関する法令に従うものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 福島県双葉郡富岡町小浜 553-1
氏 名 双葉地方広域市町村圏組合
管 理 者 吉 田 淳

乙 住 所

氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。